

平成29年第2回教育委員会定例会

開会年月日 平成29年1月25日(水)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 河 口 浩
同 委 員 安 藏 誠 市
同 委 員 外 松 和 子
同 委 員 長 島 良 介
同 委 員 坂 口 節 子

議 題

1 議案

- (1) 議案第1号 平成29年度教育関係当初予算案について
(2) 議案第2号 教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に関する意見について

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
(2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
(3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
(4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
(5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
(6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
(7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
(8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
(9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
(10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
(11) 平成28年陳情第2号 区立中学校における職場体験対象に関する陳情〔継続審議〕
(12) 平成28年陳情第3号 就学援助の入学準備金3月支給など、制度拡充に関する陳情〔継続審議〕

審議]

- (13) 平成29年陳情第1号 光が丘第四中学校の閉校方針の再考を求める陳情書〔継続審議〕
- (14) 平成29年陳情第2号 誤った法令理解に基づく光が丘第四中学校の閉校方針の見直しを求める陳情書

3 協議

- (1) 平成28年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕
- (2) 光が丘第四中学校の適正配置について〔継続審議〕
- (3) 平成28年度「お祝いの言葉」について

4 報告

- (1) 教育長報告

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

子供相談カードの児童生徒への配布について

その他

開 会 午後 3時00分
閉 会 午後 4時08分

会議に出席した者の職・氏名

こども家庭部長	堀 和 夫
教育振興部参事教育総務課長事務取扱	櫻 井 和 之
教育振興部教育施策課長	中 島 祐 二
同 学務課長	山 崎 泰
同 施設給食課長	竹 内 康 雄
同 教育指導課長	芝 田 智 昭
同 副参事(教育政策特命担当)	金 木 圭 一
同 学校教育支援センター所長	風 間 康 子
同 光が丘図書館長	桑 原 修
こども家庭部子育て支援課長	鳥 井 一 弥
同 こども施策企画課長	橋 間 亮 二
同 保育課長	三 浦 康 彰
同 保育計画調整課長	近 野 建 一
同 青少年課長	加 藤 信 良
同 練馬子ども家庭支援センター所長	宮 原 恵 子

会議に欠席した者の職・氏名

教育振興部長

大羽 康弘

教育長

ただいまから、平成29年第2回教育委員会定例会を開催する。
本日は傍聴の方が9名いらしている。
なお、本日は教育振興部長が所用で欠席している。よろしく願います。

こども家庭部長

練馬子ども家庭支援センター所長については、所用により遅参させていただく。

教育長

わかった。よろしく願います。
それでは、案件に沿って進めさせていただく。本日の案件は、議案2件、陳情14件、協議3件、教育長報告1件である。

(1) 議案第1号 平成29年度教育関係当初予算案について

教育長

初めに議案である。
議案第1号、平成29年度教育関係当初予算案について、資料1が提出されているので、説明をお願いする。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

29年度の教育・子育て関係の予算案について議案が提出されているので審議をしていただくが、審議に入る前に進め方をお諮りしたい。
毎回お願いしているが、この議案については、私立幼稚園に関する予算案が含まれている。安藏委員は私立幼稚園の園長を務められていることから直接の利害関係がある案件であるので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第6項の規定に基づき、各委員の同意を得た上で予算案全般についての意見、質問をいただき、私立幼稚園に関する予算案を採決する際には安藏委員には退室していただきたいと思っているが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただく。

全般に関する意見、質問をいただきたい。いかがか。

長島委員

それぞれの項目ごとか。

教育長

全般で結構である。

今話があったように、教育費と子ども家庭費、教育委員会に関する予算全体で総予算の35.6%を占めるという大変大きな額である。

教育費は前年と比べて3億円ほど下がっているが、子ども家庭費については逆に28億円近く増えている。これは待機児童対策のものだと思っている。全体の状況は状況として押さえておいていただきたい。

個別に何かあれば伺う。

安藏委員

気になったところで、11ページの「学童クラブ室等建設費」という項目が約90%減ということで、今、待機児童解消で未就学児のほうにも力を入れているが、その後小学校に入ったときに、受け入れがこれで大丈夫なのかということが心配になった。

教育長

増減率のことで説明をしてもらえるか。

子育て支援課長

学童クラブの建設については、今後は校舎内に設置していくという基本的な考え方を持っていて、来年度の予算ということでは、校庭に建てる別棟のようなものは特段予定されていないということもあり、増減率としてはこのような形になる。

教育長

学童クラブ事業そのものについては充実をさせていく方向なのか。

子育て支援課長

そうである。具体的には、本年度については練馬小学校に別棟を建てたこともあり、本年度との比較では、来年度はがくっと下がる形になる。

教育長

決して学童クラブ事業そのものを減少させるということではない。

子ども家庭部長

ただいま、子育て支援課長が申し上げたとおりである。教育費の中にも計上しているが、大泉東小学校の改築等、小学校の改築が予定されており、改築の際には学童クラブ、

学校応援団、ひろば室についても部屋を設けていただくように協力をしていただいている。予算が不可分なので、大規模な教育費の改築の経費の中に含まれている。このため、今後の改築の際にはそのようなものが必ずついてくる。

ただいま安藏委員から指摘のあった11ページについては、別棟に建てた場合にこども家庭費で計上しており、練馬小学校の別棟が今年があったけれども来年はないということに伴い、約90%減となったものである。

教育長

ほかにいかがか。全体でも個別でも構わない。

外松委員

2ページ、子育て分野の(17)「保育相談員の設置」についてである。この保育相談員を福祉事務所3カ所に配置して、相談体制の強化を図るとなっているが、3カ所というのはどこの事務所か。

保育課長

練馬を除く3福祉事務所である。大泉、光が丘、石神井ということで、繁忙期10月から12月までの間には、これまでも福祉事務所において入園の申し込みだけは受け付けていた。

ただ、詳細な内容までの質問については、専門の職員ではないということで対応できなかった。そこで来年度から保育相談員を配置し、本庁舎で受けられるのと同様の相談に応じる体制を整えたいと考えている。

外松委員

ありがとう。

教育長

ほかにいかがか。

坂口委員

9ページや8ページを見ていて、学校をとにかく校舎ができ上がると、その分の費用が大幅減というのは非常にわかるが、学校の中を整えたりするための費用は一体この中のどこが充てられるのか。

教育長

例えばトイレなどということか。

坂口委員

はい。

施設給食課長

小・中学校それぞれに、学校営繕費という予算項目がある。

教育長

例えば8ページだと、2項小学校費の2目学校営繕費、中学校だと9ページの3項中学校費の2目学校営繕費である。

坂口委員

では、例年ぐらゐの予算規模は確保しているということか。わかった。

長島委員

中学校の学校営繕費が減っているのはなぜか。

教育総務課長

中学校は、給水設備、水洗の直結工事が5校から2校になった。それから、田柄中学校の拡張用地の校庭整備をしていたが、その工事が完了したという2つが大きな理由である。

教育長

営繕費や施設建設費は、その時々によって、多額の予算を要するときと、それが終わってしまうとぐんと減るという傾向に確かにある。

ただ、今回もトイレについては1系統もトイレの改修が終わっていないようなところについては、来年度予算で一気に1系列を改修してしまおうということである。

長島委員

わかった。

教育長

ほかにいかがか。

長島委員

1ページ(9)「小中学校モデル校に電子黒板等ICT機器を配備」は、モデル校6校だけなのか。

教育施策課長

来年度の経費についてはモデル校6校の経費である。

長島委員

ほかの学校はないのか。

教育長

もう少し検証してからということか。

教育施策課長

モデル校以外については、29、30年度のモデル校の取組を検証して、31年度以降になるので、このような予算計上になっている。

教育長

ちょうど前回報告したICTの環境整備計画にも書いてあったと思うが、そのような計画で、計画的にやろうということである。

ほかはいかがか。

外松委員

4ページの都支出金の中の1番の中の2番であるが、「連携型専門ケア機能モデル事業費」とはどのような連携か。この内容についてお願いしたい。

教育指導課長

こちらの事業は都の主管事業になるが、石神井学園の中に情緒障害の固定学級を設置している。上石神井北小学校の分級のような形になっていて、副校長が1人、教員が3人、そこで子供たちの指導に当たっている。

そこに通っている子供たちは石神井学園で生活をして、上石神井北小学校の情緒固定学級に通学し、指導を受けているという子供たちである。その事業を都の言葉でこのような事業名で表記している。

教育長

これも前に報告したが、東京都からの依頼もあり、都からお金が来るという意味で、歳入なのでここに書いた。

外松委員

わかった。よろしく願います。

教育長

ほかにいかがか。よろしいか。

それでは、全体の質疑を終えさせていただき採決に入るが、先ほど話したように、私立幼稚園に関する予算案については安藏委員に退席してもらわないといけない。

具体的に申し上げますと、歳入では、3ページ「国庫支出金」のうち「1教育費負担金」の「2幼稚園等給付費」が該当する。

4ページにある「3教育費補助金」の「5幼稚園就園奨励費」「7地域子ども・子育て支援事業費」「8宿舍借り上げ支援事業費」が該当する。

同じく4ページ「都支出金」の「1教育費負担金」の「1幼稚園等給付費」が該当す

る。

それから、5ページにある「4教育費補助金」の「2私立幼稚園負担軽減費」「3一時預かり事業費」「5保育士等キャリアアップ事業費」「8 宿舍借り上げ支援事業費」が該当する。

歳出では、7ページ「教育費」の「1教育総務費」の「2学校教育総務費」の「12 幼保小連携推進経費」、9ページ「4幼稚園費」の「2教育振興費」の「1私立幼稚園等運営費」「2各種助成費」が該当する。

これらの予算案については、安藏委員に一旦退室していただき、先に採決したいと思うので、よろしく願います。それでは、安藏委員、よろしく願います。

(安藏委員 退室)

教育長

それでは、私立幼稚園に関する予算案については「承認」でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、「承認」とさせていただきます。

それでは、私立幼稚園に関する予算案の採決を終えたので、安藏委員に入室していただく。

(安藏委員 入室)

教育長

それでは、次に私立幼稚園に関する予算案以外の予算案について採決するが、「承認」でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

今回、私立幼稚園に関する予算案とそれ以外の予算案を個別に採決したが、それぞれ「承認」となったので、議案第1号については「承認」とさせていただきます。

- (2) 議案第2号 教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に関する意見について

教育長

次の議案である。

議案第2号、教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に関する意見について。これについて説明をお願いする。資料2である。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

人事や組織に関する事で、教育委員会の職員に関する事については、区長が条例を出すときに事前に教育委員会に意見を聞くという決まりになっており、そのような意味で区長から意見を聞かれている。資料2の別紙にあるように、問題ないと、当委員会として同意するという回答でよろしいかという議案を今説明したが、何か質問はあるか。

内容は区全体のことで、教育委員会個別のことではないので、あまりこれによってどうこうということではないと思っているが、何か質問があればいかがか。

坂口委員

資料2の解釈がなかなかわからない。配偶者同行休業の延長、このあたりがなかなかすっきり読み取れないのだが、かいつまむとどのようなことか。

教育総務課長

これは、例えば民間企業に配偶者が勤めている場合など、海外に行くケースが多いと思うが、そのようなときに、配偶者のもう一方も一緒に行く、行かなければならない事情が発生する場合がある。そのときに練馬区職員が休業することができる。夫か妻かはわからないが、休業することができるという規定がある。

それは、条例で期間などを定めることになっており、練馬区では3年と定めている。現行の規定の中では、3年で帰ってこられないといった場合、もう一回延長ができる。そうすると最大6年になるが、今般、人事院規則が改正され、もう一回延長できるという形になったので、それにあわせて条例ももう一回延長できると改めるものである。

坂口委員

すこしわかった。つまり、海外勤務になったときに、例えば育児休業のように海外に配偶者として出かけるから、この間は夫や妻についていくので、休業にしてほしいということか。

こども家庭部長

私のところにも、この適用例はないが、育児休業者等がいる。

まず、大昔は配偶者が外国に行ったり、他の地域に赴任するときには役所をやめてついていかなければならなかった。そうしないと、二重生活になったり、また子供がどちらなのかということで親子がそろっていない家庭が出てくるという事態が発生していた。

それを回避するために、これは子育て支援ということも1つにあるが、父母と一緒に

生活できて、子供も一緒に赴任できるようにということで人事院規則が改正になり、地方公共団体についても同様の改正がされ、現在そうなっている。

そうはいても、なかなか海外赴任をすると長期化することがあり、どうしてもある時期までリミットで戻ってこられないとなると職を辞さないといけない。そうすると、せっかく育成されてきた職員のノウハウも一緒に去ってしまうということがある。

そういうような国の方策に基づいて今回の規則が変わったもので、このような改正は基本的に23区同一にやっているのので、この条例改正については、本区だけではなくて他区においても同様の時期に改正がされるものと思う。そのような趣旨であることをぜひ理解していただきたい。

坂口委員

ちなみに、練馬区に海外勤務になった方はいるか。例えば学校ではあるのか。

教育長

聞いたことはない。先日、総務部長と人事担当課長が言っていたが、練馬区には今のところはいない。該当している人はいないという話だった。

坂口委員

法が先に必要なのか。

教育長

あり得ることではある。

坂口委員

例えば日本人学校の先生で赴任ということはある。そういうことはある。非常によくわかった。一生懸命読んだが、私は意味がとれなかった。

教育長

組織や人事関係の条文は難しく、なかなか読み取りはできない。

外松委員

でも、よいことである。かつては皆さんやめていたから。

教育長

やめなくてすむ仕組みになっているということである。

ほかにはよろしいか。

それでは、議案第2号については「承認」でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第2号については「承認」とする。

- (14) 平成29年陳情第2号 誤った法令理解に基づく光が丘第四中学校の並行方針の見直しを求める陳情書

教育長

次に、陳情案件である。

今日は(14)として平成29年陳情第2号が新しく提出されたので、事務局に読み上げをお願いします。

事務局

平成29年陳情第2号、誤った法令理解に基づく光が丘第四中学校の閉校方針の見直しを求める陳情書について読み上げる。

陳情代表者は記載のとおりである。

要旨 1 誤った法令理解の「適正規模」に基づいた光が丘第4中学校の閉校方針の見直しを求めます。2 「吸収・合併」方式の統廃合は生徒、保護者、地域にダメージを残すので避けるべきです。3 仮に閉校計画を進めるのであれば、相手方の光が丘3中の関係者との合意形成を図ったうえで、適正な手続きをとるべきです。

以上である。

教育長

この陳情については、本日新たに提出されたものであるので、本日は読み上げのみとして「継続」としたいと思う。何か資料要求等があればお寄せいただきたいと思うが、いかがか。

坂口委員

私は特にない。

外松委員

この方は、現在練馬区の教育委員会が誤った法令理解で適正配置を進めようとしているといっているのですが、そもそも適正配置とは法的にどのように示されているのか。それと、ほかの自治体は適正配置をどのように行っているのか。少し具体例をいただきたい。

教育施策課長

資料については、できるものについて準備させていただく。

教育長

ほかにはいかがか。よろしいか。

それでは、資料については調製していただくとして、本日はここまでとし、次回以降へ「継続」としたいと思うかがいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

(13) 平成29年陳情第1号 光が丘第四中学校の閉校方針の再考を求める陳情書〔継続審議〕

教育長

次の陳情案件である。

(13)平成29年陳情第1号光が丘第四中学校の閉校方針の再考を求める陳情書である。これについては、先だって読み上げをさせていただき、資料要求をいただいたが、要求のあった資料を現在整えているところであると事務局から聞いている。したがって、この陳情については次回以降に審議を行いたいと思うがよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただきます。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実

・発展を求める陳情〔継続審議〕

- (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (11) 平成28年陳情第2号 区立中学校における職場体験対象に関する陳情〔継続審議〕
- (12) 平成28年陳情第3号 就学援助の入学準備金3月支給など、制度拡充に関する陳情〔継続審議〕

教育長

このほかの陳情(1)から(12)までの12件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日は「継続」としたいと思うがよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

- (1) 平成28年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。

協議の(1)平成28年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について。この協議案件については、本日は「継続」としたいと思うがよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただきます。

- (2) 光が丘第四中学校の適正配置について〔継続審議〕

教育長

次の協議案件である。協議(2)光が丘第四中学校の適正配置について。これは資料3が出ているので説明をお願いする。

教育施策課長

資料に基づき説明

教育長

12月16日の当委員会で光が丘第四中学校の対応方針について確認をしていただいた。それに基づいて、より具体的に、より細かい部分について実施計画の素案をつくったということで、今お諮りをしたいと説明があった。

これについては、今後は2月にパブリックコメントを行って、さらに保護者向けの説明会も開きたいという説明があったとおりである。内容について、何か質問、意見があればお願いしたいが、いかがか。

特によろしいか。

大枠はもう既に確認をしている内容であるが、細かく、具体的にどのようなようにするかという素案をつくったということである。

外松委員

6ページの5.2のところである。「学級編制と教職員配置」で、閉校までの間、光が丘第四中学校の生徒数が少なくなったとしても、生徒の教育に支障が生じないように学級編制を行い、教職員を配置していくとある。これはまだ、実際に起こっていることではなく、このような事態に万が一なったらという想定のもとであるから、今すぐには思っていないが、具体的にどのように編制を考えているのか。何かプランがあるか。後で結構だが、その辺も明らかになることであれば明らかにしていただけたらより心強いと思う。

教育長

何か事務局からあるか。

教育指導課長

学級編制については、東京都の規定に従って行わざるを得ないということになっている。現在、光が丘第四中学校は4学級である。教諭の数が、4学級だと9人、養護教諭が1人という決まりになっている。1つ減って3学級になってもこの規模は同様である。9人と養護教諭1人である。ただ、2学級になると教諭が5人、養護教諭が1人。1学級になると教諭が4人、養護学級が1人ということで、やはり3学級と2学級の間には大きな差が生じる規定になっている。

なので、委員がおっしゃったように、今現在でどうするという話ではないが、状況を見ながら教育委員会でできる支援は着実にやっていきたいと考えている。

外松委員

わかった。

教育長

ほかにいかがか。

外松委員

もう一つ。4ページの3.3「新たな小中連携グループによる教育活動の推進」のと

ころであるが、これも今、課長がおっしゃったように、今すぐではないが、閉校になっていくということを見据えて小中連携グループの見直しも行うとなっているので、また、具体的にどのような見直しをして、効果的な連携を図っていくのかということが具体化したらまた教えていただきたい。

教育指導課長

先週行われたねりま小中一貫教育フォーラムで、光が丘第四中学校のグループも発表していただいた。それを土台にして、光が丘第四中学校の閉校を見据えたときに、やはり早速来年度ぐらいから光が丘第四中学校、光が丘第三中学校、光が丘第八小学校、光が丘秋の陽小学校、光が丘夏の雲小学校の連携グループを構成して、進めていく必要があるだろうと事務局でも考えている。準備を進めているところである。

外松委員

ありがとう。

教育長

ほかにいかがか。

まだ素案であるし、また意見をいろいろといただき、教育委員会で審議して、最終的には教育委員会で決めるということになると思うので、引き続きこの案件については「継続」とさせていただきたいと思う。よろしく願います。

(3) 平成28年度「お祝いの言葉」について

教育長

次の協議案件である。協議(3)平成28年度「お祝いの言葉」について。資料4が提出されている。説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

卒業式での教育委員会としてのお祝いの言葉については、既に文案を各委員にお渡しして、あらかじめ各委員から意見をいただいている。今、説明もあったが、改めて意見、質問があれば伺いたいと思うがいかがか。

坂口委員

私は昨年初めてこの役をし、丁寧に初めて読み、少し意見を申し上げたことがある。やはり聞いている方に、非常に新鮮に響くストーリーを取り上げてほしいと思っていた。だから、今回のどの取り上げ方もとてもすてきでよいと非常に安心した。うれしく思った。ありがとう。

教育長

ありがとう。
ほかにいかがか。

外松委員

同じことであるが、特に小学校の場合は、2人の選手は非常に身近に感じると思うので、そのような切磋琢磨し合っていく2人というのは、しっかりと胸に届くのではないかと思う。

教育長

ほかはよろしいか。
それでは、ここでまとめたいと思う。
平成28年度「お祝いの言葉」については、本日の協議結果を十分に踏まえて作成していただくこととし、これで協議を終了したいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただきます。

(1) 教育長報告

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について
子供相談カードの児童生徒への配布について
その他

教育長

それでは、次に教育長報告である。本日は1件報告する。
報告1番について、教育総務課長、説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

いつもの後援名義使用であるので、よろしいか。特に何かないか。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、次に口頭報告である。

学校教育支援センター所長

子供相談カードを学校教育支援センターで作成したので席上に置かせていただいた。

学校教育支援センターの教育相談室では、児童生徒からのいじめの相談を電話でも受けている。また、メールでも11月からいじめ相談というところをつくって、相談を受けている。

学校教育支援センター大泉ができたので、その電話も含めた相談カードを作成し、区立の小中学校の児童生徒に配布するので、教育委員の皆様にもごらんいただきたく配付させていただきました。よろしく願います。

教育長

よろしいか。何か意見はあるか。

坂口委員

これはどこに置くのか。置いてあるのか。

教育長

どのように配るのか。

学校教育支援センター所長

学校を通して、小学校、中学校を通して、児童生徒1人1人に配布をしていただく予定である。その後、児童館や学童クラブ、図書館等にもポスターを掲示させていただき、一緒に置かせていただくことも想定している。

坂口委員

わかった。

教育長

よろしいか。

長島委員

素朴な疑問だが、いじめ相談メールとは、入力フォームがここにあるのか。

学校教育支援センター所長

はい。

長島委員

わかった。

教育長

なかなか電話もかけづらいということがある。

外松委員

関連して。今、長島委員から質問があったが、現実にメール等で相談してくる子供たちはどのくらいで、具体的にこのようなことがあったなどが、もしあれば願います。

学校教育支援センター所長

メールの相談はそれほど多くない。今年度に入って3件程度である。

保護者の方も含めてのメール相談である。あまり具体的なことは書かれていないので、返信をして、電話相談もあるということでお返りする形のほうが多い。

外松委員

ありがとう。

教育長

よろしいか。

それでは、用意した案件は以上であるが、委員の皆様から何かあるか。よろしいか。よろしければ、以上で第2回教育委員会定例会を終了する。